

第3次宇土市男女共同参画推進計画に関する令和3年度取組成果及び令和4年度具体的な取組目標(案)

【重点目標1】あらゆる分野における女性の活躍推進(宇土市女性活躍推進計画)

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
基本的施策の方向① あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大							
1	各種審議会・委員会等への女性の登用促進	各種審議会・委員会等への女性の積極的な登用を図ることで、意思決定過程への女性の参画を拡大します。	まちづくり推進課 関係課	各種審議会・委員会等に女性の積極的な登用を促すため、全庁宛に通知する。 本市が目標とする女性の登用割合を推薦団体等に周知し、委員推薦時において積極的に女性を登用するよう働きかけを行う。(市民保険課) 審議会の委員において、解散や退任等された後でも継続的に女性委員を候補者として選任する。(都市整備課) 審議会委員の改選年であるため、女性の積極的な登用に向け働きかけを行う。(児童センター) 子ども・子育て会議委員は、団体の代表などの充て職を除き、女性を積極的に活用する。(委員の女性の割合 16人中11人)(子育て支援課) 団体の属性による場合を除き、女性の社協役員、評議員への参画を推奨する。(社会福祉協議会) 2つの審議会で改選するため、女性の積極的な登用に向け働きかけを行う。(企画課) 各種審議会・委員会において、関係団体の代表や専門分野の代表を除き、男女共に候補者がいる場合は、できるだけ女性に依頼する。(文化課)	各種審議会・委員会等における女性委員の登用を積極的に行うよう全庁に通知した。 宇土市国民健康保険運営協議会における女性の割合 10名中3名(任期令和4年4月1日～令和5年3月31日) 宇土市都市計画審議会の女性委員として、宇土市地域婦人会から1名、学職経験者の中から1名選任することができた。(R2から継続) 宇土市空家等対策協議会の女性委員として、学職経験者の中から1名選任することができた。(R2から継続) 女性委員の割合は9人中4人(児童センター) 女性の割合は、16人中11人となり、取組目標を達成することができた。 理事会役員13名の内、2名が女性。評議員会25名の内、10名が女性。各地域団体等からの選出であるが、女性の登用は維持できている。 女性委員の数に変動はなかったが、定数(男性)の増加により女性委員の割合が減少した。 歴史資料保存活用運営委員会の委員を募集し、女性の応募もあったが、面接等の選考の結果、採用には至らなかった。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ×	各種審議会・委員会等に女性の積極的な登用を促すため、全庁宛てに通知する。 本市が目標とする女性の登用割合を推薦団体等に周知し、委員推薦時において積極的に女性を登用するよう働きかけを継続して行う。(市民保険課) 審議会委員・協議会委員において、解散や退任された後でも継続的に女性委員を候補者として選任する。(都市整備課) 審議会委員の改選年では、女性の積極的な登用に向け働きかけを行う。(児童センター) 子ども・子育て会議委員は、団体の代表などをお願いするため、年度により達成できないこともあるが、女性を積極的に推薦してもらうように依頼を行う。(委員の女性の割合 16人中11人)(子育て支援課) 団体の属性による場合を除き、女性の社協役員、評議員への参画を推奨する。(社会福祉協議会) 総合計画策定審議会での積極的な女性の登用に向けて働きかけを行う。 各種審議会・委員会において、関係団体の代表や専門分野の代表を除き、男女共に候補者がいる場合は、できるだけ女性に依頼する。(文化課)
2	市女性職員の役付き職員への登用促進	役付き職員(係長級以上)への女性の積極的な登用を図ることで、意思決定過程への女性の参画を拡大します。	総務課	役付き職員へ女性を積極的に登用する。	役付き職員の退職者が少なかったため、女性職員の積極的な登用が難しいところであったが、女性役付き職員の上位職への昇任を行うなど、意思決定過程への女性の参画を拡大した。	○	役付き職員へ女性を積極的に登用する。
3	農業委員や各種団体(農協、漁協、商工会)等への女性登用啓発	経済団体や地域の各種組織の役員に女性の登用が積極的に図られるよう促していきます。	まちづくり推進課 関係課	各種委員会・団体等に女性の積極的な登用を促すため、全庁宛に通知する。 地区社会福祉協議会の総会または研修会等において、女性の活躍推進に関する啓発を検討する。(社会福祉協議会) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が3年であるため、次期募集時に相当する令和4年度中に女性の応募を促す。(農業委員会事務局)	各種委員会・団体等に女性の積極的な登用を促すため、全庁宛てに通知した。 コロナ禍により総会等が中止、時間短縮になったことにより、啓発の機会は得られなかった。 宇土市農業委員における女性の割合 25名中3名(任期R2.7.20～R5.7.19)	○ ×	各種委員会・団体等に女性の積極的な登用を促すため、全庁宛に通知する。 地区社会福祉協議会等地域団体の研修会等を通じて、女性の活躍を含めたノーマライゼーションの考え方の啓発を検討する。(社会福祉協議会) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が3年であるため、次期募集時に相当する令和4年度中に女性の応募を促す。(農業委員会事務局)
4	地域団体の政策・方針決定過程への女性の参画促進	地域活動の補佐的な役割だけでなく、組織の長等、役職にも女性が積極的に関わるよう働きかけます。	まちづくり推進課	各地区行政区長会等に啓発チラシを配布し、組織の役員等への女性の積極的な登用を促す。	行政区長など地域団体の長に対し、ハートフルフェスタでオンライン配信した動画「身近な男女共同参画」の視聴を依頼し、男女共同参画の理解及び地域における女性の活躍を促した。	○	地域団体の長などに、ハートフルフェスタへの積極的な参加を呼びかけ、男女共同参画の理解及び地域団体の役員等における女性の積極的な登用を促す。

【重点目標1】あらゆる分野における女性の活躍推進(宇土市女性活躍推進計画)

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
基本的施策の方向② 就業や雇用分野における男女共同参画の推進							
5	性別に捉われない人材育成	男女平等に職務経験や研修機会を付与し、性別ではなく個人の資質や能力に応じた人材育成を行います。	総務課	全職員を対象に派遣研修希望を募り、性別に関係なく能力向上の機会を設ける。	全職員を対象に派遣研修を募り、性別に関係なく能力向上の機会を設けた。	○	全職員を対象に派遣研修希望を募り、性別に関係なく能力向上の機会を設ける。
6	市内事業者等の男女共同参画関連研修実施に伴う講師の派遣	男女が均等に働くことのできる職場づくりを促進するため、要望に応じ市内事業者及び団体に講師を派遣します。	まちづくり推進課	・広報紙で講師派遣(無料)の希望者を募集する。 ・講師派遣について記載のある事業所用のチラシを関係課と共有する。	・広報紙(11月号)で講師派遣(無料)の希望者を募集した。 ※応募数0件 ・講師派遣について記載のある事業所用のチラシを関係課と共有した。	○	・広報紙で講師派遣(無料)の希望者を募集する。 ・講師派遣について記載のある事業所用のチラシを関係課と共有する。
基本的施策の方向③ 農林水産業・商工業などにおける男女共同参画の推進							
7	生産技術や経営管理能力向上研修への女性の参加促進	農協、漁協、商工会等を通じ研修参加に対する周知を図り、女性の参加を促進します。	農林水産課 商工観光課	JA等に対し、研修参加について周知する。 情報提供を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、研修等の開催は例年に比べ少なかったが、開催された研修についてはJA等に対し周知を図った。 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修等の開催はなかったが、商工会にチラシの設置や配布を行った。	○ ○	JA等に対し、男女共同参画に関する研修参加について周知する。 商工会に対し、情報提供を行う。
8	各種経済団体女性部の活動促進	学習会の開催や情報提供等を通じて、農協女性部、漁協女性部、商工会女性部それぞれの活動を促進し、女性の方針決定過程への参画の推進を図ります。	農林水産課 商工観光課	各女性部にて開催される、学習会や総会等へ参加する。 情報提供を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会や総会等の開催はオンラインや書面決議が多かったが、開催された研修については積極的に参加した。 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修等の開催はなかったが、商工会にチラシの設置や配布を行った。	○ ○	各女性部にて開催される、学習会や総会等へ参加し、男女共同参画の啓発を行う。 学習会等は男女共同参画に関しての内容を取り上げてもらう。 商工会に対し、情報提供を行う。
9	農山漁村男女共同参画推進事業の継続	農山漁村を対象とした男女共同参画フォーラムへの参加や、女性部等での講座・研修会を通して、農村地域における固定的性別役割分担の解消を図ります。 ・くまもと農山漁村フォーラムへの参加	農林水産課	フォーラムや女性部主催の研修会に参加する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、フォーラムや研修会等の開催はオンラインによるものが多く、対面式の研修は例年に比べ少なかったが、開催された研修については積極的に参加した。	○	男女共同参画に関するフォーラムへの参加を促す。 フォーラムや女性部主催の研修会に継続して参加する。 女性部主催の研修会に、男女共同参画の推進に関する内容で行ってもらよう働きかける。
10	家族経営協定締結戸数の拡充	家族経営協定締結を促進して、女性の労働環境の改善、女性の経営参画、後継者育成などを図ります。	農林水産課	協定未締結の経営体に対し、通知や面談等により締結を推進する。	協定未締結の経営体に対し、新型コロナウイルス感染症の予防対策を図りながら面談等により推進を行ったが、前年度より増加させることができなかった。	○	協定未締結の経営体に対し、県と連携を図りながら、通知や面談等により締結を推進し、女性の労働環境の改善、女性の経営参画、後継者育成等の啓発を図る。
11	農林水産業における女性の起業促進	起業に関する事例等の情報提供や組織づくりへのアドバイスを行い、農林水産業分野での女性の起業促進を図ります。	農林水産課	女性農業者への支援を行う。	就農を始めたばかりの女性新規就農者に対して、県と連携し、助言をする等の支援を行った。	○	女性農業者への支援を継続して行う。
12	小規模事業所や自営業従事者への男女共同参画の推進	子育てや介護等、それぞれのライフステージにおいて男女共同参画が重要であるとの認識を深めるための情報提供を行います。	商工観光課 農林水産課 まちづくり推進課	情報提供を行う。 各種会合や総会において情報提供を行う。 県などから提供される講演会などの情報を関係課に提供する。	商工会窓口にチラシを設置した 新型コロナウイルス感染症の影響により、会合や総会の開催は例年に比べ少なかったが、開催された会合や総会については情報提供を行った。 県などから提供された情報を関係課に提供した。	○ ○ ○	商工会に対し、情報提供を行う。 各種会合や総会において情報提供を行う。 県などから提供される講演会などの情報を関係課に提供する。

【重点目標1】あらゆる分野における女性の活躍推進(宇土市女性活躍推進計画)

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
基本的施策の方向④ 地域社会における男女共同参画の推進							
13	地区公民館を核とした地域おこし、地域づくり活動の充実	地区公民館を中心に、地域における男女住民の交流活動を推進します。	中央公民館	新型コロナウイルス感染症対策を取りつつ、地域住民が子供たちの体験活動における支援者として公民館活動に参加することにより、地域住民の交流を併せて図る。 目標：青空教室 7地区での開催	公民館主催の子供地域活動(青空教室)において、7地区すべての公民館で、各々4回から7回開催でき、地域住民との交流が図れた。	○	地域住民と交流が図れる子供地域活動(青空教室)を7地区で開催する。 目標：青空教室 7地区で開催。
14	各種NPO・ボランティア団体等の活動支援体制の整備	ボランティアに関する情報提供・相談等の窓口を設置し、男女のボランティア活動の促進を図ります。	まちづくり推進課	市民活動団体の活動を広報紙で紹介する。	市民活動団体の活動を計2回広報紙で紹介した。	○	市民活動団体の活動を広報紙で紹介する。
15	福祉ボランティア活動の継続・充実	社会福祉協議会において行っている福祉ボランティア活動が継続・充実するよう支援します。	福祉課 社会福祉協議会	社会福祉協議会と情報共有を行う。 ボランティア活動を幅広い世代に広げられるよう福祉だよりを活用しながら啓発していく。	令和3年度に災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を締結した。 うと福祉だよりで、友愛訪問事業、生活応援事業のボランティアを募集した。また定期的にボランティア利用者のモニタリング、活動者の意見を伺うなどボランティア活動が継続できるよう配慮した。	○ ○	社会福祉協議会と情報共有を行う。 ボランティア活動を幅広い世代に広げられるよう福祉だよりを活用しながら啓発していく。またボランティア活動が継続できるように利用する人・活動する人の両者に支援をしていく。
16	地域におけるリーダーの育成	地域活動の要となる「男女共同参画社会づくり地域リーダー」の育成を図ります。	まちづくり推進課	県主催の「男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業」について、広報紙等で周知し、参加者を募る。	県主催の「男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業」について、広報紙等で周知し、参加者を募った。※参加者0名	○	県主催の「男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業」について、広報紙等で周知し、参加者を募る。
17	地域での男女共同参画の啓発	地域での男女共同参画を推進するため、地域への出前講座などを開催し、男女共同参画の啓発に取り組めます。	まちづくり推進課	広報紙で講師派遣(無料)の希望者を募集する。	広報紙(11月号)で講師派遣(無料)の希望者を募集した。 ※応募0件	○	広報紙で講師派遣(無料)の希望者を募集する。
18	公的団体や地域団体との協働による男女共同参画の推進	人権擁護委員、嘱託員、婦人会、PTA、民生委員、老人クラブやNPO団体などと協力しながら、男女共同参画が地域に浸透するような取組を実施します。	まちづくり推進課	人権擁護委員協議会、行政区長会、PTAなど各種団体から審議会委員を選任し、具体的な取組に各種団体の意見を反映させる。	人権擁護委員協議会、行政区長会、PTAなど各種団体から審議会委員を選任し、審議会の中で様々な意見が得られた。	○	人権擁護委員協議会、行政区長会、PTAなど各種団体から審議会委員を選任し、具体的な取組に各種団体の意見を反映させる。
基本的施策の方向⑤ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進							
19	育児・介護休業制度の周知と取得促進(市役所内)	育児・介護休業制度を周知し、男性の育児休業取得促進に向けた取組を実施します。 ・宇土市特定事業主行動計画に基づく推進	総務課	対象者に対して、個別に制度の周知を図る。	男性職員の育児休業の促進を図るため、出産・育児休業中の支援制度を詳細にまとめた「子育て世代の職員のための休暇・休業ガイドブック」を策定し、対象者に個別に制度説明するなど、育児休業の取得促進を図った。	○	本年4月から育児休業取得に係る職員の意向確認が義務付けられたことから、意向確認と併せ、当該職員の所属長に対し、取得に向けた促しを行っている。今後、研修等を通して、全職員に対し、取得しやすい職場づくりについて理解を深めていく予定である。
20	ワーク・ライフ・バランスについての実態調査	個人の希望に応じた仕事と生活の調和の実現に向け、実態調査を実施します。	まちづくり推進課	職員アンケートの結果を踏まえ、市民意識調査(令和4年度実施予定)の内容を検討する。	職員アンケートの結果を踏まえ、市民意識調査(令和4年度実施予定)の内容を検討した。	○	市民意識調査を実施し、ワークライフバランスの認知度等について実態調査を行う。
21	育児・介護休業法の事業所への周知	市内事業所の会合等の機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を求めます。	商工観光課 まちづくり推進課	情報提供を行う。 事業所用のチラシを関係課と共有する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、会合等の開催はなかったが、商工会にチラシの設置や配布を行った。 事業所用のチラシを関係課と共有した。	○ ○	商工会に対し、情報提供を行う。 事業所用のチラシを関係課と共有する。
22	ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所など、先行事例についての情報提供	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の事例を紹介し、その重要性について理解を深めます。	商工観光課 まちづくり推進課	情報提供を行う。 関係課と連携し、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の把握に努め、その事例をホームページ等で紹介する。	商工会窓口にチラシを設置した ワークライフバランスに積極的に取り組んでいる事業所の情報が得られなかった。	○ ×	商工会に対し、情報提供を行う。 関係課と連携し、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の把握に努め、その事例をホームページ等で紹介する。

【重点目標1】あらゆる分野における女性の活躍推進(宇土市女性活躍推進計画)

N O	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A) 令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B) 令和4年度 具体的な取組目標
基本的施策の方向⑥ 家庭における男女共同参画の推進							
23	家庭生活への男性の参加を促すための啓発	男女共同参画講座や地域への出前講座など啓発を通して、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促します。	まちづくり推進課	ハートフルフェスタの開催及びその会場に男女共同参画啓発パネルを掲示し、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促す。	ハートフルフェスタで、動画「身近な男女共同参画」をオンライン配信し、男性の家庭生活への参画を促した。(視聴者数:約40人)	○	ハートフルフェスタの開催及びその会場に男女共同参画啓発パネルを掲示し、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促す。
			生涯活動推進課	女性の人権、ワークライフバランスの観点から構成した啓発記事を広報に掲載する。	様々な人権課題について、順次啓発記事を掲載しているため、R3年度は掲載できなかったが、今後新たな情報収集に努め、啓発記事を掲載したい。	×	様々な人権課題と合わせて女性の人権について、改めて啓発する広報記事に掲載する。
24	男性のための料理・介護など実践講座の実施	男性を対象にした料理・介護等、家庭における男性の生活や自活能力を高めるための実践講座を実施します。	まちづくり推進課	男性のための実践講座について、県等からの情報を生涯活動推進課と共有する。	男性のための実践講座について、県等からの情報を関係課と共有した。	○	男性のための実践講座について、県等からの情報を関係課と共有する。
			生涯活動推進課	男女ともに参加できるような講座内容を検討し、開催する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、男性を対象とした料理教室を開催できなかった。	×	料理教室をはじめ、男性を対象とした講座の企画を検討する。
25	家庭で活躍する男性の事例紹介	育児休業を取得した男性等を情報紙や講座で紹介し、男性が仕事と生活の調和を図ることができるよう促します。	まちづくり推進課	家庭で活躍する男性の情報把握に努め、広報紙等で紹介する。	広報紙(11月号)にて家庭で活躍する男性の情報提供を求めたが、情報は得られなかった。	×	家庭で活躍する男性の情報把握に努め、広報紙等で紹介する。
26	家庭での男女共同参画意識の浸透	市民向けの男女共同参画イベントを開催し、家庭での固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。	まちづくり推進課	ハートフルフェスタの開催及びその会場に男女共同参画啓発パネルを掲示し、家庭での固定的な性別役割分担意識の解消につなげる。	ハートフルフェスタで、動画「身近な男女共同参画」をオンライン配信し、家庭での固定的な性別役割分担意識の解消につなげた。	○	ハートフルフェスタの開催及びその会場に男女共同参画啓発パネルを掲示し、家庭での固定的な性別役割分担意識の解消につなげる。

実施率(重点目標1) 96%

※実施率については、具体的施策ごとに実施の有無を判断し、集計しています。(達成状況欄の○の数が過半数以上であれば、実施有)

<管理指標達成状況>									
NO	管理指標	計画現状値 H29年度	数値目標 上段:R4年度 下段:R7年度	実績 R1年度	実績 R2年度	実績 R3年度	指標の動向	担当課	関連番号 (具体的施策)
1	市における審議会等への女性の登用率	30.4%(149人)	32.0%	28.7%	29.0%	27.4%		まちづくり推進課	1
			35.0%						
2	市の役付き職員に占める女性職員の割合	30.9%(34人)	35.0%	34.6%	34.6%	33.0%		総務課	2
			40.0%						
3	25歳から29歳までの女性の就業率	77.6% (H27年度)	80.0%	—	—	86.8% (R2年度)		まちづくり推進課	6
			80%以上						
4	家族経営協定の締結戸数	70戸	80戸	78戸	83戸	83戸		農林水産課	10
			95戸						
5	市職員における男性の育児休業取得件数	0件	5件	0件	0件	2件		総務課	19
			8件						
6	ワーク・ライフ・バランスの認知度	46.3%	50.0%	—	—	—	—	まちづくり推進課	20
			55.0%						
7	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	65.3%	70.0%	—	—	—	—	まちづくり推進課	26
			75.0%						

第3次宇土市男女共同参画推進計画に関する令和3年度取組成果及び令和4年度具体的な取組目標(案)

【重点目標2】男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
基本的施策の方向① 意識改革のための広報・啓発活動の推進							
27	男女共同参画に関する講演会、講座の実施	講演会、講座の実施を通して、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、市民・事業者を対象とした意識啓発を行います。	まちづくり推進課	ハートフルフェスタの開催及びその参加者に啓発チラシを配布し、意識啓発を行う。	ハートフルフェスタで、動画「身近な男女共同参画」をオンライン配信し、市民及び市内業者の固定的な性別役割分担意識の解消につなげた。	○	ハートフルフェスタの開催及びその参加者に啓発チラシを配布し、意識啓発を行う。
28	広報紙や報道機関を活用した啓発	広報紙への男女共同参画に関する記事の掲載やパンフレット等の配布により、市民の意識啓発を図ります。また、講演会や講座の開催情報など、報道機関を通じて積極的な情報発信を行います。	まちづくり推進課	・男女共同参画月間に広報紙に啓発記事を掲載する。 ・チラシを作成し、男女共同参画月間にホームページで公開する。	・男女共同参画月間に広報紙に啓発記事を掲載した。 ・チラシを作成し、男女共同参画月間にホームページで公開した。	○	男女共同参画月間に広報紙及び市HPに啓発記事を掲載する。
29	ホームページを活用した啓発	市ホームページで、男女共同参画に関する情報を掲載し、身近で分かりやすい情報を発信します。	まちづくり推進課	男女共同参画月間に啓発記事を掲載する。	男女共同参画に関する様々な情報を市ホームページにて発信した。	○	男女共同参画に関する情報を市ホームページにて発信する。
30	情報紙の発行	年に1回程度、市民にとって身近で分かりやすい男女共同参画に関する情報紙を発行し、様々な情報提供に努めます。	まちづくり推進課	チラシを作成し、ハートフルフェスタで配布するパンフレットと共に配布する。	11月のうと広報で1ページ分の啓発記事を掲載した。	○	男女共同参画月間に広報誌に啓発記事を掲載する。(再掲)
31	図書館における関連図書・資料・DVD等での情報提供	男女共同参画に関する情報を市民に提供できるよう図書等の充実を努めます。また、11月の男女共同参画月間中には、男女共同参画関連書籍コーナーを設け、市民への周知を図ります。	まちづくり推進課 図書館	図書館と協働し、男女共同参画に関する情報を提供する。 男女共同参画に関連したイベント等の情報が入り次第、チラシを館内に掲示し、利用者へ周知する。 11月の男女共同参画月間において、関連する図書等を集めた特設コーナーを設ける。	図書館と協働し、男女共同参画に関する情報を提供した。 男女共同参画に関する図書を購入し、蔵書の充実を図った。男女共同参画月間に、2階一般室において関連する図書等を集めて特設コーナーを設け、多くの利用者に貸出を行った。男女共同参画に関するポスター掲示やチラシを設置した。	○ ○	図書館と協働し、男女共同参画に関する情報を提供する。 男女共同参画に関連したイベント等の情報が入り次第、チラシを館内に掲示し、利用者へ周知する。11月の男女共同参画月間において、関連する図書等を集めた特設コーナーを設ける。
32	地区公民館での男女共同参画学習会の開催	地区公民館での学習会を通して、市全域への男女平等意識の普及を図っていきます。	中央公民館 まちづくり推進課	男女共同参画をテーマとした公民館開催の講座の開催をする。 目標：成人講座 2講座(中央公民館、まちづくり推進課)	男女共同参画をテーマとした成人講座(男の料理教室、人権教室)を実施した。 ※男の料理教室参加者数：8名	○	男女共同参画をテーマとして公民館開催の成人講座を開催する。 目標：成人講座 2講座(中央公民館)
33	男女平等の視点に立った生涯学習講座の実施	講座の内容及び実施にあたっては、固定的な役割分担意識の解消を図るよう配慮します。	生涯活動推進課	男女共同参画を意識した講座を開催する。	ライフプラン入門講座を開催し、男女共同参画を再認識するような場を提供できた。	○	男女共同参画を意識した講座を開催する。
34	生涯学習活動における開催場所・日時・方法・託児等の考慮	男女がともに希望する時に希望する場所で生涯学習活動に参加できるよう配慮します。	生涯活動推進課	開催日時や時間などの選択肢を広げられるようにし、男女ともに参加できるような講座企画に努める。	男女ともに参加できるような講座の企画を行い、開催できた。(6講座)	○	開催曜日や時間など、選択肢を広げ、男女ともに参加できる講座を企画する。
35	メディアを通じた広報・啓発	男女共同参画についての正しい理解を促すため、メディアを通じた広報・啓発を推進しています。	まちづくり推進課	男女共同参画月間に、ホームページに男女共同参画に関する情報を掲載する。	市ホームページや広報紙、動画(YouTube)を通じて、男女共同参画に関する様々な情報の周知、啓発を行った。	○	男女共同参画に関する情報を市ホームページにて発信する。(再掲)

【重点目標2】男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
36	市で発行する広報紙やホームページ等における表現への配慮	市の提供する発行物等について、固定的な性別役割分担意識をイメージするような不適切な文章表現や写真・イラスト等を掲載しないよう配慮します。	全課	<p>人権に配慮した掲載内容となるように事前の確認に努める。(学校教育課)</p> <p>パンフレットや資料などで使用する写真やイラスト等で固定的な性別役割分担のイメージを植え付けないように配慮する。(健康づくり課)</p> <p>社協広報紙、ホームページ、SNS等で、性別役割分担、その他差別的表現がなされないよう、複数の職員で確認し、発行・発信する。(社会福祉協議会)</p> <p>広報・ホームページ記事等の掲載内容についてあらゆる人権に配慮し、複数職員での内容確認を徹底する。(市民保険課)</p> <p>ホームページやSNSへの記事掲載時に、性別での役割分担や差別的な表現等がないよう取り組む。(土木課)</p> <p>市広報紙、ホームページ、出版物等において、常に不適切表現がないように努める。(文化課)</p> <p>作成するチラシや、広報紙・ホームページ等に掲載する記事について、不適切な表現や写真、イラスト等を使用しないよう配慮する。(まちづくり推進課)</p>	<p>広報やホームページに記事を掲載するにあたって、人権に係る不適切な内容がないか確認を行った。</p> <p>パンフレットや資料などで使用する写真やイラスト等で固定的な性別役割分担のイメージを植え付けないように配慮した。(健康づくり課)</p> <p>うと福祉だよりを4回発行。差別的表現がなされていないか全職員で確認・発行した。Facebookも同様に確認し発信した。</p> <p>広報・ホームページ記事等の掲載内容についてあらゆる人権に配慮し、複数職員で内容確認後掲載した。</p> <p>ホームページやSNSへの記事掲載時に、性別での役割分担や差別的な表現等がないよう取り組んだ。(土木課)</p> <p>特に不適切な表現との指摘は無かった。</p> <p>作成するチラシや、広報紙・ホームページ等に掲載する記事について、不適切な表現や写真、イラスト等を使用しないよう配慮した。(まちづくり推進課)</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>教育分野に関する広報記事等の掲載内容についてあらゆる人権に配慮するように努める。(学校教育課)</p> <p>パンフレットや資料などで使用する写真やイラスト等で固定的な性別役割分担のイメージを植え付けないように配慮する。(健康づくり課)</p> <p>社協広報紙、ホームページ、SNS等で、性別役割分担、その他差別的表現がなされないよう、複数の職員で確認し、発行・発信する。(社会福祉協議会)</p> <p>広報・ホームページ記事等の掲載内容についてあらゆる人権に配慮し、複数職員での内容確認を徹底する。(市民保険課)</p> <p>ホームページやSNSへの記事掲載時に、性別での役割分担や差別的な表現等がないよう取り組む。(土木課)</p> <p>市広報紙、ホームページ、出版物等において、常に不適切表現がないように努める。(文化課)</p> <p>作成するチラシや、広報紙・ホームページ等に掲載する記事について、不適切な表現や写真、イラスト等を使用しないよう配慮する。(まちづくり推進課)</p>

【重点目標2】男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
基本的施策の方向② 多様な選択を可能にする学校教育・家庭教育・生涯学習の推進							
37	学校教育全体における男女共同参画の推進	学校教育において、人権の尊重、男女平等の意識、男女相互の理解と協力の重要性、地域内・家庭内交流の大切さについて学ぶ機会の充実を図ります。	学校教育課	国や県等からの通知を各学校へ周知する。	小中学校全校で男女共同参画に係る校内研修等を実施した。	○	小中学校全校で男女共同参画に係る校内研修等を実施する。
38	男女共同参画の視点に立った教材・指導方法の工夫	児童生徒が学校で使う教材などの選択に配慮し、性別にとられない指導など教育環境づくりに努めます。	学校教育課	国や県等からの通知を各学校へ周知する。	小中学校8校で男女共同参画に係る教材研究を実施した。	○	小中学校半数(5校)以上で男女共同参画に係る教材研究、授業研究を実施する。
39	学校生活における性別に基づく固定的な役割分担意識の解消	男女混合名簿の導入をはじめとして、学級運営などにおける性別役割分担の解消を図っていくよう各学校に理解を求めます。	学校教育課	男女混合名簿でない学校に働きかけ、国や県等からの通知を各学校へ周知を継続していく。	男女混合名簿でない学校に働きかけを行った。県や国等からの通知を各学校へ周知。	○	男女混合名簿でない学校に働きかけ、国や県等からの通知を各学校へ周知を継続していく。
40	固定的な性別役割分担意識にとられない個性を尊重したキャリア教育や進路指導の実施	職場体験や進路選択にあたって、児童生徒自身が、性別に基づく固定的役割分担意識にとられずに主体的に選択できるよう各学校に指導のあり方への配慮を求めます。	学校教育課	国や県等からの通知を各学校へ周知する。	国や県等からの通知を各学校へ周知した。	○	国や県等からの通知を各学校へ周知する。
41	保育園・幼稚園での男女共同参画の視点に立った子育て講演会等の開催	保育園・幼稚園での子育て講演会などを通して、保護者への意識啓発を行っていきます。	学校教育課	幼稚園での講演会開催の検討を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会の開催については検討を見送った。	×	幼稚園での講演会開催の検討を行う。
			子育て支援課	保育園・保護者への意識啓発のため、講演会等の検討を行う。	新型コロナウイルスの影響で取り組むことができなかった。	×	保育園・保護者への意識啓発のため、講演会等の検討を行う。
42	PTAの総会や研修時における男女共同参画に関する啓発講座の実施	PTA研修会等の機会を捉えて、小中学校の保護者を対象として、家庭での男女相互の理解と協力の重要性など男女共同参画意識の浸透を図ります。	生涯活動推進課	家庭教育推進事業による講演会開催の相談があった場合は、男女共同参画に関する講演の提案をする。	講演会開催の相談はなかったが、家族みんなで話し合う重要性についての講演会を学校で開催された。	○	就学前健診打合せの際に、男女共同参画の要素を取り入れた講演会の実施を呼びかける。
			学校教育課	研修内容について相談があった場合に男女共同参画に関連する講座について紹介する。	相談等なし。	×	研修内容について相談があった場合に男女共同参画に関連する講座について紹介する。
43	それぞれのライフステージに応じた生涯学習講座の実施	講座開催の際、参加者へのアンケート調査を実施する等、ニーズに応じた講座を開催します。	生涯活動推進課	受講生へのアンケート調査を通して全体の集計を取り、市民の求める講座企画に努める。	講座受講生へアンケート調査を行い、市民のニーズの把握に努めた。	○	講座受講生へアンケート調査を実施し、市民のニーズに応じた講座を企画する。

【重点目標2】男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
基本的施策の方向③ 国際理解と国際交流の推進							
44	国際理解教育の継続と充実	幼児教育・学校教育等においては、外国人による授業等を通して異文化に対する理解を促し、国際的な視野を持った人材を育成します。 ・ALTによる国際理解教育 ・国際交流事業	学校教育課 子育て支援課	小学校英語の教化科に伴い、授業を通して異文化交流を促し、グローバル化に対応できる人材育成に取り組んでいく。 市内認可保育所13園へ外国人講師が出向き、絵本や手作りの教材を利用して、英語による歌やゲームを行い英語に慣れ親しむ。1保育所に対し、年間20回実施する。	ALTが授業をととして、オリジナルの教材を作り、自国の文化を紹介し、異文化の交流に努めた。 新型コロナウイルスの影響で令和4年2～3月の実施ができず、市内全園において、年間16～18回の実施となった。	○ ×	小学校英語の教化科に伴い、授業を通して異文化交流を促し、グローバル化に対応できる人材育成に取り組んでいく。 市内認可保育所13園へ外国人講師が出向き、絵本や手作りの教材を利用して、英語による歌やゲームを行い英語に慣れ親しむ。1保育所に対し、年間20回実施する
45	外国人の人権	地域社会の住民として、ともに言葉や慣習の違いを認め合い、それぞれの歴史や文化を尊重する意識の啓発に努めます。	総務課 生涯活動推進課 学校教育課	各種関係団体に対し、会合等の機会があれば、外国人の人権に係る説明を行い、意識の啓発に取り組む。 広報、ホームページ等を利用した啓発に努める。 人権教育や英語教育の授業において、外国の歴史や文化を紹介しながら互いに人権を尊重する意識の啓発に取り組む。	新規採用職員研修において、地域の外国人に対する人権問題について説明し、意識啓発を行った。 様々な人権課題について、順次取り上げ、啓発記事を掲載しており、R3年度は掲載できなかったので翌年度以降、掲載したい。 ALTが授業をととして、オリジナルの教材を作り、自国の文化を紹介し、異文化の交流に努めた。	○ ×	各種関係団体に対し、会合等の機会があれば、外国人の人権に係る説明を行い、意識の啓発に取り組む。 お互いの違いを認めあうことが、互いの人権を尊重するという観点から、外国人の方を含めたすべての人の人権を尊重する啓発を行う。 人権教育や英語教育の授業において、外国の歴史や文化を紹介しながら互いに人権を尊重する意識の啓発に取り組む。
46	国際的な協調及び貢献	男女共同参画は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的な動きを踏まえて情報収集し、市民に広く発信するよう努めるとともに、国際的な協調及び貢献に向け、国・県施策との連携を推進します。	まちづくり推進課	・国際的な情報を収集し、市ホームページ等で発信する。 ・収集した情報を関係課に提供する。	国が発信する情報を市ホームページでも発信した。	○	・国が発信する情報を市ホームページでも発信する。 ・国や県が発信する情報を関係課に提供する。

実施率(重点目標2) 95%

<管理指標達成状況>									
NO	管理指標	計画現状値 H29年度	数値目標 上段：R4年度 下段：R7年度	実績 R1年度	実績 R2年度	実績 R3年度	指標の動向	担当課	関連番号 (具体的施策)
8	社会全体での男女の地位が平等であると感じる市民の割合	21.0%	25.0% 30.0%	—	—	—	—	まちづくり推進課	28
9	学校教育の場で男女が平等になっていると回答した割合	54.5%	60.0% 65.0%	—	—	—	—	まちづくり推進課	37

第3次宇土市男女共同参画推進計画に関する令和3年度取組成果及び令和4年度具体的な取組目標(案)

【重点目標3】安全・安心な暮らしの実現

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
基本的施策の方向① 女性・子供に対するあらゆる暴力の防止・根絶							
47	DV等に関する周知啓発	広報紙への掲載や講演会・講座の開催を通して、DV等が人権侵害であることを広く市民に周知します。また、11月にはDVに関する広報啓発などを強化し、暴力の未然防止・根絶に取り組みます。	子育て支援課 まちづくり推進課	ホームページへの掲載や、子育てガイドブック、チラシの配布にて周知を図る。広報11月号にはDV防止に関する記事を掲載する。 県などから提供されるDV等に関する情報を、子育て支援課に情報提供する。	令和3年度取組目標のとおり実施することができた。 県などから提供されるDV等に関する情報を、子育て支援課に情報提供した。	○ ○	ホームページへの掲載や、子育てガイドブック、チラシの配布にて周知を図る。広報11月号にはDV防止に関する記事を掲載する。 県などから提供されるDV等に関する情報を、子育て支援課に情報提供する。
48	DV等に関する調査の実施	DVをはじめとした女性の人権にかかわる事項についてアンケート調査を実施し、市民の意識や実態を把握します。	まちづくり推進課	職員アンケートの結果を踏まえ、市民意識調査(令和4年度実施予定)の内容を検討する。	職員アンケートの結果を踏まえ、市民意識調査(令和4年度実施予定)の内容を検討した。	○	市民意識調査を実施し、DVに関する意識や実態について把握する。
49	DV防止と被害女性の救済のための関係機関連携強化	要保護児童対策及びDV対策地域協議会の充実により関係機関の連携を強化し、DVの早期発見・早期対応を図ります。	子育て支援課	要保護児童対策及びDV対策地域協議会における代表者会議・実務者会議・個別ケース会議を活用し、早期発見・早期対応に努める。	令和3年度取組目標のとおり実施することができた。	○	要保護児童対策及びDV対策地域協議会における代表者会議・実務者会議・個別ケース会議を活用し、早期発見・早期対応に努める。
50	若年層における未然防止のための啓発	若年層(特に中高生)の間で増加しつつあるデートDVの防止あるいは未然防止のための情報提供や意識啓発を推進します。	学校教育課 まちづくり推進課	国や県等からの通知を各学校に周知する。 デートDV等に関する情報の作成を関係部署に依頼し、ホームページに掲載する。	国や県等からの通知を各学校へ周知した。 デートDV等に関する情報を市ホームページに掲載した。	○ ○	国や県等からの通知を各学校に周知する。 デートDV等に関する情報を市ホームページに継続掲載する。
51	DV相談体制の充実	DV相談に対する適切な対応ができるよう、研修会等への参加により担当職員及び相談員の資質の向上を図ります。 ・婦人相談(母子・父子自立支援相談)、家庭相談 ・犯罪被害者等支援相談	子育て支援課 まちづくり推進課 総務課	研修会等に参加し、担当職員及び相談員の資質向上を目指す。 県などから提供される研修会等に関する情報を、関係課に情報提供する。 関係機関から配布されるポスター・リーフレット等を庁舎及び支所等で掲示、配布し、支援窓口を広く周知する。	令和3年度取組目標のとおり実施することができた。 県などから提供される研修会等に関する情報を、関係課に情報提供した。 関係機関から配布されたポスター・リーフレット等を庁舎及び支所等で掲示、配布することにより、支援窓口を広く周知した。	○ ○ ○	研修会等に参加し、担当職員及び相談員の資質向上を目指す。 県などから提供される研修会等に関する情報を、関係課に情報提供する。 関係機関から配布されるポスター・リーフレット等を庁舎及び支所等で掲示、配布し、支援窓口を広く周知する。
52	子どもに対する暴力及び性的虐待の根絶	子どもに対する暴力や性的虐待の根絶に向けた予防・啓発の充実を図ります。 ・児童虐待防止推進月間(11月)	子育て支援課 健康づくり課	ホームページへの掲載や、子育てガイドブック配布等で周知を図る。 「子育て世代包括支援センター」での相談体制の充実を図る。 乳幼児健康診査や個別訪問の際の子どもや保護者の状態確認などを行う。	令和3年度取組目標のとおり実施することができた。 乳幼児健康診査や個別訪問時に、子どもの養育状況を確認し、保護者からの相談に対して支援を行った。	○ ○	ホームページへの掲載や、子育てガイドブック配布等で周知を図る。 保護者からの相談体制の充実。 乳幼児健康診査や個別訪問の際の子どもや保護者の状態確認などを行う。
53	子どもへの暴力及び性的虐待についての相談体制の充実	地域で虐待を見逃さないよう、児童虐待の疑いがある場合はいち早く報告してもらうよう広報活動等により働きかけます。	子育て支援課	ホームページ、広報への掲載や、子育てガイドブック配布等で周知を図るとともに、関係機関と密に連絡を取り合うことでいち早い通告ができる体制を整える。	令和3年度取組目標のとおり実施することができた。	○	ホームページ、広報への掲載や、子育てガイドブック配布等で周知を図るとともに、関係機関と密に連絡を取り合うことでいち早い通告ができる体制を整える。
54	児童虐待防止のための関係機関の連携強化	要保護児童対策及びDV対策地域協議会の充実により関係機関の連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。	子育て支援課 健康づくり課 学校教育課	要保護児童対策及びDV対策地域協議会における代表者会議・実務者会議・個別ケース会議を活用し、早期発見・早期対応に努める。 連携会議に出席し、適切な情報提供を行う。 ケース会議等で関係機関との情報共有を図る。	令和3年度取組目標のとおり実施することができた。 連携会議に出席し、関係機関との情報共有に努め、連携を図った。 ケース会議等で関係機関との情報共有を図った。	○ ○ ○	要保護児童対策及びDV対策地域協議会における代表者会議・実務者会議・個別ケース会議を活用し、早期発見・早期対応に努める。 連携会議に出席し、適切な情報提供を行う。 ケース会議等で関係機関との情報共有を図る。

【重点目標3】安全・安心な暮らしの実現

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
55	犯罪被害者等支援窓口の充実	犯罪被害にあった市民からの相談にきめ細やかに対応するため、犯罪被害者等支援相談の充実に努めます。	総務課	関係機関から配布されるポスター・リーフレット等を庁舎及び支所等で掲示、配布し、支援窓口を広く周知する。	関係機関から配布されたポスター・リーフレット等を庁舎及び支所等で掲示、配布することにより、支援窓口を広く周知した。	○	関係機関から配布されるポスター・リーフレット等を庁舎及び支所等で掲示、配布し、支援窓口を広く周知する。
56	通学路及び公園等における防犯・安全対策の強化	通学路や公園等、性犯罪が起きやすい場所の定期的な巡回によって犯罪の未然防止に努めます。 ・交通安全・防犯パトロール	環境交通課 生涯活動推進課	宇土市交通指導員・宇土市生活安全パトロール隊、また市によるパトロールを実施し、犯罪抑止・通学路の安全確保を常時取り組む。 広報紙やホームページ等でボランティアの募集を継続して行う。地区ごとに講習会を実施し、子ども見守りボランティアの体制づくりの強化に努める。	・宇土市交通指導員による通学時の街頭活動を毎月実施。 ・宇土市生活安全パトロール隊による地区の防犯パトロールを毎月実施。 ・市によるパトロールを毎月実施。 広報、HP等でボランティアの募集記事を載せ、ボランティアの確保に努めた。また、企業と宇城警察署と宇土市の3者で協定締結を行い、環境整備をすすめることができた。	○ ○	宇土市交通指導員・宇土市生活安全パトロール隊、また市によるパトロールを実施し、犯罪抑止・通学路の安全確保を常時取り組む。 広報、HP等でボランティア募集を随時おこない、ボランティアの確保するとともに、講習会を開催し、体制づくりの強化に努める。
57	犯罪を防止するための防犯に配慮した道路や公園等施設の整備	防犯灯等の設置により、犯罪の起きにくい環境づくりに努めます。 ・防犯灯設置事業補助制度	まちづくり推進課 土木課 都市整備課	防犯灯のLEDライトへの交換の補助を行う。 土木課管理の街路灯において、定期的に点検を行い、必要に応じて修繕等を行う。 都市施設や公園等に設置している防犯灯等の維持管理を行う。	防犯灯のLEDライトへの交換の補助を行った。 土木課管理の街路灯において、定期的に点検を行い、必要に応じて修繕等を行った。 都市公園等に設置してある防犯灯の球切れや器具等の不具合があったため、早急に修繕等を行い、犯罪防止に努めた。	○ ○ ○	防犯灯のLEDライトへの交換の補助を行う。 土木課管理の街路灯において、定期的に点検を行い、必要に応じて修繕等を行う。 都市公園等の施設に設置している防犯灯等の維持管理を適切に行う。
58	セクハラ防止のための啓発	セクハラが人権侵害であることについて、広く市民に周知し、意識啓発を推進します。	まちづくり推進課	・セクハラ防止についての記事を広報紙及び市ホームページに掲載する。 ・網田・網津支所、中央公民館にチラシを設置する。	・セクハラ防止についての記事を市ホームページに継続掲載した。 ・網田・網津支所、中央公民館にチラシを継続設置した。	○	・セクハラ防止についての記事を市ホームページに継続掲載する。 ・網田・網津支所、中央公民館にチラシを継続設置する。
59	セクハラ防止のための事業主及び従業者への啓発	市内事業所に対しパンフレット等で周知を図るとともに、男女雇用機会均等法に基づいたセクハラ防止への理解を求めます。	商工観光課 まちづくり推進課	情報提供を行う。 セクハラ防止についてのチラシを商工観光課に提供する。	商工会にチラシを設置した。 セクハラ防止についてのチラシを商工観光課に提供した。	○ ○	商工会に対し、情報提供を行う。 セクハラ防止についてのチラシを商工観光課に提供する。
60	市役所におけるセクハラ防止の啓発と相談窓口の周知	セクハラが人権侵害であることについての意識啓発を推進し、相談窓口の周知を図ります。	総務課	「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する運用要領」に基づき、セクハラ防止に向けた相談受付を行う。	相談窓口を設置し、研修等で広く周知した。	○	「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する運用要領」及び相談窓口について広く周知する。

【重点目標3】安全・安心な暮らしの実現

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
基本的施策の方向② 生涯を通じた男女の健康支援							
61	学校教育における母性保護の視点に立った性教育の実施	母性機能が社会的に重要であることを含め、発達段階に応じた適切な授業を実施していきます。 ・ふれあい体験 ・性教育講義	学校教育課	学齢や心身の発達に応じた適切な授業を実施する。	各学齢や心身の発達に応じた性教育の授業や講義が各学校で実施された。	○	学齢や心身の発達に応じた適切な授業を実施する。
62	学校におけるエイズや性感染症に関する学習機会の提供と予防教育の実施	医師や保健師等による専門的な授業を通して、中高校生に発達段階に応じたエイズや性感染症に関する正しい知識を普及し予防教育を充実させます。	学校教育課	性感染症の原因を詳しく学び予防したり、感染を拡大させない正しい知識を教授する。	授業を通して、正しい知識を学び、感染を拡大させない取組がなされた。	○	性感染症の原因を詳しく学び予防したり、感染を拡大させない正しい知識を教授する。
63	性に関する相談体制の充実	保健センターや青少年センターでの相談員の資質向上を図りながら、青少年が相談しやすい体制の充実に努めます。 ・保健センター及び青少年センターによる相談	健康づくり課 生涯活動推進課	相談窓口を設け、対応の充実に努める。 研修会等への参加やOJTによる相談員の資質向上と併せて、ヤングテレホンポスターやカードの配布範囲を拡大し、周知を図る。	相談窓口を設け、対応の充実に努めた。 ヤングテレホンのカードやポスターを小中学校等へ配布し、周知活動を行うことで相談件数の増加へつなげるよう努めた。	○ ○	相談窓口を設け、対応の充実に努める。 ヤングテレホンのカードやポスターの配布、HPへの掲載を行い周知・啓発活動に努める。また、研修会等へ参加し、相談員の資質向上に努める。
64	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する講座・学習会の開催	男女共同参画関連講座や女性の健康教育を通して、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を周知します。	まちづくり推進課 健康づくり課	ハートフルフェスタの開催及びその参加者にリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について掲載したチラシを配布する。 母子手帳の交付時や乳幼児健診の際などに女性の健康について伝える。	ハートフルフェスタをオンラインで開催したため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について掲載したチラシの配布には至らなかった。 母子手帳交付時に妊娠・出産期における女性の健康について伝えた。	× ○	ハートフルフェスタの開催及びその参加者にリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について掲載したチラシを配布する。 母子手帳の交付時や乳幼児健診の際などに女性の健康について伝える。
65	妊娠・出産期における女性の支援体制の充実	健康教育・家庭訪問・健康診査・健康相談等のあらゆる機会をとらえ、母子保健情報を収集、提供し、早期に不安や悩みを把握し解決を図ります。 ・妊婦健診の女性 ・産後ママサポート事業	健康づくり課 子育て支援課	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から出産期・子育て期に関して不安や悩みを把握し、相談支援を行い、必要なサポートを提供する。 子育てガイドブック配布等で事業の周知を図る。妊娠期から支援が必要な特定妊婦については、要保護児童対策及びDV対策地域協議会における実務者会議を活用し、早期発見・早期対応に努める。	子育て世代包括支援センターで、妊娠から子育て期にかけて、相談支援を行い、必要に応じて医療機関や子育て支援機関と連携しながら切れ目なくサポートを行った。 令和3年度取組目標のとおり実施することができた。	○ ○	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から出産期・子育て期に関して不安や悩みを把握し、相談支援を行い、必要なサポートを提供する。 子育てガイドブック配布等で事業の周知を図る。妊娠期から支援が必要な特定妊婦については、要保護児童対策及びDV対策地域協議会における実務者会議を活用し、早期発見・早期対応に努める。
66	各種検診の受診促進	予防医療への関心を高め、特定健診をはじめとして、各種検診の受診率向上に努めます。	健康づくり課	対象者全てに受診券を送付するとともに、予防医療への関心を高めてもらうため、積極的な受診勧奨に努める。	健診受診希望の有無に関わらず、国民健康保険の特定健診対象者(30歳以上74歳以下)全員に受診券を送付した。 また、乳幼児健診通知時や保険証更新時などに受診勧奨チラシを同封する等受診勧奨に努めた。	○	対象者全てに受診券を送付するとともに、予防医療への関心を高めてもらうため、積極的な受診勧奨に努める。
67	性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策	性差に応じたがん検診(乳がん、子宮がん、前立腺がん)や心身の健康維持支援及び生活習慣病の予防を進めていきます。	健康づくり課	性差に応じた各種健診の実施や、結果に伴う健康指導や生活習慣病予防対策に努める。	性差に応じた各種健診の実施や、結果に伴う健康指導や生活習慣病予防対策に努めた。	○	性差に応じた各種健診の実施や、結果に伴う健康指導や生活習慣病予防対策に努める。
68	健康教育と健康相談の実施	公民館の生涯学習講座や成人講座等を活用して各地区における健康教育と、それに伴う健康相談を実施します。健康相談については、保健センターでの定期と随時の受け付け体制について周知します。	健康づくり課 中央公民館	随時受付による健康相談や各種団体に出向いての健康教育等を実施していく。 健康をテーマとした公民館講座を開催する。 目標:成人講座 7講座	定期の健康相談は第4金曜を除く毎週金曜に実施した。また、市民の希望に応じて随時相談を受け付けた。健康教育は各種団体からの依頼を受け、実施した。 公民館主催の成人講座において、健康をテーマにした講座を16講座実施した。	○ ○	随時受付による健康相談や各種団体に出向いての健康教育を実施していく。 健康をテーマとした公民館講座を開催する。 目標:成人講座 7講座
69	食生活の改善による健康の支援	中高年の肥満防止等、健康増進のため、市民への食生活改善の普及啓発を図ります。 ・食生活改善推進員協議会による講習会	健康づくり課	感染拡大防止の対策を行いながら、食生活改善推進員協議会による各種団体や小中学生への講習会を実施する。	感染拡大防止の対策を行いながら、食生活改善推進員協議会による各種団体への講習会を実施した。	○	感染拡大防止の対策を行いながら、食生活改善推進員協議会による各種団体や小中学校への講習会を実施する。
70	総合型地域スポーツクラブの育成による健康づくりの支援	各年齢層のだけれども、いつでも、どこでも参加できるよう多様なスポーツの機会を提供し、スポーツ人口の増加を図って市民の健康づくりを支援します。 ・NPO法人うとスポーツクラブによる活動	生涯活動推進課	無料体験教室等においてスポーツと健康に関心を持ってもらう機会を提供し、うとスポ会員数の増加に繋げる。 また、年齢に関係なく楽しく健康と体力づくりを行うため、誰もが取り組めるニュースポーツの普及を行う。	うとスポの新規メンバー募集やイベント開催等を案内するチラシを学校に配布した。また10～11月にニュースポーツを体験できる「いきいきスポーツ教室」を宇土市民体育館で開催した。	○	令和3年度同様、学校へのチラシ配布や「いきいきスポーツ教室」を開催する。後者については、SNSを活用し、より広い周知を行う。




【重点目標3】安全・安心な暮らしの実現

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
基本的施策の方向③ 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備							
71	ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当支給(母子及び父子家庭等)や医療費助成を行うとともに、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度を周知し、ひとり親家庭の経済支援を図ります。	子育て支援課 社会福祉協議会	ホームページ、広報、子育てガイドブックの配布等で周知を図るとともに、各手続きに携わる担当課に働きかけ、支援につながるよう案内等を連携して行う。 母子父子寡婦福祉資金貸付金との連携を図り、生活福祉資金貸付制度の周知を継続して行う。	令和3年度取組目標のとおり実施することができた。 母子父子寡婦世帯からの貸付相談については、母子父子寡婦福祉資金貸付金のチラシを配布し、窓口を紹介した。	○ ○	ホームページ、広報、子育てガイドブックの配布等で周知を図るとともに、各手続きに携わる担当課に働きかけ、支援につながるよう案内等を連携して行う。 母子父子寡婦福祉資金貸付金との連携を図り、生活福祉資金貸付制度の周知を継続して行う。
72	ひとり親家庭への家事や保育サービスの提供	一時的に家事や保育のサービスが必要な場合に「家庭生活支援員」を派遣し、ひとり親家庭の生活の安定に向け、支援を行います。 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課	ホームページ、広報、子育てガイドブックの配布等で日常生活生活支援事業の周知を図り、利用につなげる。	令和3年度取組目標のとおり実施することができた。	○	ホームページ、広報、子育てガイドブックの配布等で日常生活生活支援事業の周知を図り、利用につなげる。
73	相談業務の周知	民生委員児童委員・家庭相談員・婦人相談員・県母子・父子自立支援員、県母子相談やふれあい福祉相談員等による各相談業務の周知を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。	福祉課 子育て支援課	民生委員児童委員について、広報紙に名簿及び相談方法を記載することで周知を図る。 ホームページ、子育てガイドブック、市民手帳等で事業の周知を図る。また、要保護児童対策及びDV対策地域協議会の代表者会議等を通じて、関係機関に周知を図り、連携しやすい体制を整える。	民生委員・児童委員について、広報誌に名簿及び相談方法を掲載。 令和3年度取組目標のとおり実施することができた。	○ ○	民生委員児童委員について、広報紙に名簿及び相談方法を記載することで周知を図る。 ホームページ、子育てガイドブック、市民手帳等で事業の周知を図る。また、要保護児童対策及びDV対策地域協議会の代表者会議等を通じて、関係機関に周知を図り、連携しやすい体制を整える。
74	高齢者や障がいを持った人等、誰もが安全に行動できる施設の整備促進	バリアフリーの視点に立った公共施設の点検見直しによる整備と、民間における施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進への理解促進を図ります。	関係課	センターの利用者からの意見・要望を随時受け付け、バリアフリー化について検討していく。(社会福祉協議会) 基本設計に基づくユニバーサルデザイン計画により、新庁舎建設工事を実施する。(企画課)	センターの外壁改修にあたり、スロープの確保や段差の解消等に配慮し工事を実施している(R4.3月～7月まで)。身体障がい者用トイレの劣化した設備を修繕した。 令和3年3月に工事契約し、新庁舎建設工事を進めた。	○ ○	センターの利用者からの意見・要望を随時受け付け、バリアフリー化について検討していく。(社会福祉協議会) 令和5年1月に新庁舎を宇土庁舎基本設計に基づくユニバーサルデザインにより、完成予定。(企画課)
75	障がい者が自立して生活できる環境の整備促進	障がいのある人が楽しく生きがいを持って生活でき、就労等で自立した暮らしができるよう支援します。	福祉課	・就労に関しては、令和2年度の取組みを継続し、雇用の拡大に努める。 ・物品等の調達についても、令和2年度の取組みを継続するとともに、優先調達を促進し、障害者施設の収益の増加を図る。	・窓口において、就労等の相談に来庁される市民に対し、周知及び利用促進を行った。また、令和元年度から、宇城圏域における就労関係の事業所等により組織されている就労支援部会の事務局を担っており、部会を通じて利用者への周知及び障害者に対する就労への知識の研鑽に努めた。 ・障害者就労支援相談員を配置し、ハローワーク等と連携し、幅広い雇用の場の創出を行った。 ・物品の購入等に関して、障害者施設等からの優先調達について、周知を行った。	○	・就労に関しては、令和3年度の取組みを継続し、雇用の拡大に努める。 ・物品等の調達についても、令和3年度の取組みを継続するとともに、優先調達を促進し、障害者施設の収益の増加を図る。
基本的施策の方向④ 女性視点を反映した地域の防災力向上							
76	災害対応について、全職員に対する理解促進	災害発生時には、全職員が対応することが必要となるため、日常的、定期的に、各種会議、研修等あらゆる場と機会を活用し、男女共同参画の視点からの災害対応について職員の理解を深めます。	危機管理課	職員研修の機会を活用し、男女共同参画の視点からの災害対応について職員の理解を深める研修を行う。	各課から1名ずつ熊本地震を経験していない職員を優先して災害対応に関する研修を行う予定でしたが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった。	×	職員研修の機会を活用し、男女共同参画の視点からの災害対応について職員の理解を深める研修を行う。
77	男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定程度を備蓄します。	危機管理課	女性用品、乳幼児用品の現状を確認し、必要性の高いものの備蓄を行うか検討する。	備蓄を行わず、災害協定締結先から調達することで合意済。	○	災害協定先との連携を図る。

【重点目標3】安全・安心な暮らしの実現

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
78	市民に対する備蓄の必要性の周知徹底	個人によってニーズが異なる食料、生活必需品等については、市が備蓄している女性用品や乳幼児用品等についての品目、量、備蓄場所を可能な限り住民に対し示すとともに、各人の備えを促します。	危機管理課	新型コロナウイルス感染症に配慮したうえで、自主防災組織訓練の機会を捉え、備蓄の必要性の周知を行う。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自主防災組織訓練ができなかった。	×	新型コロナウイルス感染症に配慮したうえで、自主防災組織訓練の機会を捉え、備蓄の必要性の周知を行う。
79	男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発	男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設けます。	危機管理課	新型コロナウイルス感染症に配慮したうえで、防災訓練や自主防災組織の訓練において、参加者が自主的に考える機会を設ける。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自主防災組織訓練ができなかった。	×	新型コロナウイルス感染症に配慮したうえで、防災訓練や自主防災組織の訓練において、参加者が自主的に考える機会を設ける。
80	防災訓練の定期的な実施	平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、大学等や、企業、自主防災組織等と連携し、男女が参画した防災訓練を定期的実施します。また、訓練においては、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように十分留意します。	危機管理課	総合防災訓練において、男女共同参画の考えを取り入れた訓練内容を行う。	総合防災訓練内で性別に関係なく津波発生時に避難する避難路と避難経路の確認訓練を実施した。	○	総合防災訓練において、男女共同参画の考えを取り入れた訓練内容を行う。
81	自主防災組織における女性リーダーの育成	自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ります。	危機管理課	火の国防災塾への女性の参加を促進する。	自主防災組織等のリーダー育成を目的とする火の国防災塾に女性1名の参加申し込みがあった。	○	火の国防災塾への女性の参加を促進する。
82	女性消防団員が能力を発揮できる環境の整備	消防団活動の担い手として重要な役割を果たす女性消防団員について、女性の能力が発揮できるよう環境整備を行います。	危機管理課	新型コロナウイルス感染症に配慮したうえで独居老人宅への防火啓蒙など、女性隊独自で実施できる活動を検討する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、防火啓蒙活動等女性消防隊独自での活動が出来なかった	×	感染状況を考慮しながら、女性消防隊独自での活動を検討する。

実施率(重点目標3) 86%

<管理指標達成状況>									
NO	管理指標	計画現状値 H29年度	数値目標 上段：R4年度 下段：R7年度	実績 R1年度	実績 R2年度	実績 R3年度	指標の動向	担当課	関連番号 (具体的施策)
10	DVに関する問題を相談できる機関を知っている人の割合	67.0%	70.0%	—	—	—	—	まちづくり推進課	51
			80.0%						
11	特定健診受診率(男性)	30.6%	43.0%	33.8%	24.5%	30.9%		健康づくり課	66
			49.0%						
12	特定健診受診率(女性)	41.3%	43.0%	43.4%	32.0%	39.0%		健康づくり課	66
			49.0%						
13	女性消防団員数	12人	15人	16人	18人	18人		危機管理課	82
			20人						

第3次宇土市男女共同参画推進計画に関する令和3年度取組成果及び令和4年度具体的な取組目標(案)

【重点目標4】推進体制の充実・連携強化

NO	具体的施策	内容	担当課	令和3年度 具体的な取組目標	(A)令和3年度 取組成果	(A-2) 達成状況	(B)令和4年度 具体的な取組目標
基本的施策の方向① 計画の推進体制の充実							
83	庁内における推進体制づくり	男女共同参画審議会等で協議しながら、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ効果的に推進します。	まちづくり推進課	男女共同参画推進委員会、男女共同参画審議会を1回以上開催し、具体的な取組等について協議を行う。	推進委員会及び審議会をそれぞれ1回ずつ開催した。 ※推進委員会は書面にて開催	○	男女共同参画推進委員会、男女共同参画審議会を1回以上開催し、具体的な取組等について協議を行う。
基本的施策の方向② 庁内各課の役割の強化							
84	市職員等の意識啓発	研修等において、男女共同参画に関する内容を背景的に取り上げ市職員の意識をさらに高めます。	まちづくり推進課	・国の男女共同参画週間ポスターを庁舎内に掲示し、職員及び市民の意識啓発を行う。 ・6月と11月の2回庁内メールにて職員の意識啓発を行う。	国の男女共同参画ポスターを庁舎内に掲示し、職員及び市民の意識啓発を行った。 また、6月と11月の2回庁内メールにて職員の意識啓発を行った。	○	・国の男女共同参画ポスターを庁舎内に掲示し、職員及び市民の意識啓発を行う。 ・庁内メールにて職員の意識啓発を行う。
85	教育に携わる者への男女共同参画の視点を盛り込んだ研修会等の実施	教育現場においては、男女共同参画を推進する教育に積極的に取り組むよう、各種研修を有効に活用し、学校教職員の意識を高めます。	学校教育課	男女共同参画の研修等に係る国県からの通知を各学校に周知する。	男女共同参画の研修等に係る国県からの通知を各学校に周知した。	○	教員研修については、実施主体が県であるため、県の方針に基づき研修を行っていくこととなるが、県からの案内や周知依頼があった場合は、もれなく周知を行い、研修受講を促す。
基本的施策の方向③ 市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画							
86	市民や事業者との連携強化	男女共同参画を推進する事業者や市民との協働を図り、男女共同参画社会づくりを進めます。	まちづくり推進課 商工観光課 農林水産課	・作成したチラシや、国・県からの情報を、関係課と共有する。 ・公募により審議会委員を1名以上選任する。 情報提供を行う。 各経営体にパンフレット等を配布し、周知を図る。	・作成したチラシや、国・県からの情報を関係課と共有した。 ・公募により審議会委員を1名以上選任した。 商工会にチラシを設置した。 各経営体に対し、女性フォーラム等への参加チラシを配布し、周知を図った。	○ ○ ○	・作成したチラシや、国・県からの情報を、関係課と共有する。 ・審議会委員改選年には公募により1名以上選任する。 商工会に対し、情報提供を行う。 各経営体にパンフレット等を配布し、周知を図る。

実施率(重点目標4) 100%

実施率(全体) 92%

<管理指標達成状況>									
NO	管理指標	計画現状値 H29年度	数値目標 上段：R4年度 下段：R7年度	実績 R1年度	実績 R2年度	実績 R3年度	指標の動向	担当課	関連番号 (具体的施策)
14	男女共同共同参画推進計画の進捗管理の実施・公表	実施	実施 実施	不実施	実施	実施		まちづくり推進課	83